# 高等学校等就学支援金制度

✓ 重要なお知らせ ○(必ず、保護者の方に○ 渡してください) ✓

# 1. 制度の概要

家庭の教育費負担軽減を図るための、国による授業料支援の仕組みです。全国の約8割の生徒が利用しています。

### 【受給資格】

高校等(高専、高等専修学校等を含む)に在学する、**日本国内に住 所を有する方**が対象です。

ただし、次のいずれかに該当する方は対象になりません。

○保護者等の所得について、以下の算定式により計算した額が、 **30万4,200円以上**の方(年収目安約910万円以上の方)

## 【算定式】

(市町村民税の)課税標準額×6% - (市町村民税の)調整控除の額

- ○高校等(修業年限が3年未満のものを除く)を卒業又は修了した方
- ○高校等に在学した期間が通算して36月(定時制・通信制等の場合は別途算定)を超えた方

# 2. 受給資格の申請、収入状況の届出

### 【受給資格の申請(新入生の方)】

- ○利用のためには、**申請が必要**です。入学時の4月など必要な時期に学校から案内があるので、必ず手続を行ってください。申請月から支給開始となるので、遅れないようご注意ください。
- ○都道府県による審査終了後、結果が通知されます。

### 【収入状況の届出(在校生の方)】

- ○毎年7月頃、世帯の所得情報(課税額)が更新されるので、改めて学校からの案内に従い、収入状況の届出が必要です。届出手続のない場合、7月以降分が支給されませんのでご注意ください。
  - ※過去にマイナンバーを提出した場合など、手続が一部不要になる場合があります。詳細は学校からの案内に従ってください。
- ○都道府県による審査終了後、結果が通知されます。

# 3. 支給額

## (1)公立学校に通う生徒

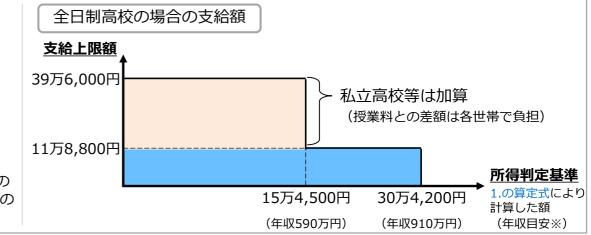
公立高校授業料相当額(年額11万8,800円) (国公立高校は授業料負担が実質0円になります。)

### (2) 私立学校等に通う生徒

所得に応じて支給額が変わります(右図参照)。

※所得の判定基準は、1.の算定式により計算した額です。

右図の「年収目安」は、両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の 一方が働いている場合の目安です。家族の人数や年齢、働いている人の 人数等により、実際の対象は変わるのでご注意ください。



## 具体的な手続などは裏面をご覧ください →

# 4. 申請(収入状況の登録)

受給者全員 必要です!

入学時等に学校から案内があるので、申請を行ってください。 申請は、原則として、<u>オンライン</u>(パソコンやスマートフォン)で 行い、次のいずれかの方法で**保護者等の収入状況を登録**します。

(1) マイナンバーカードを**持っている**場合

保護者等のマイナンバーカードを読み取り、マイナポータルから課税情報等を取得

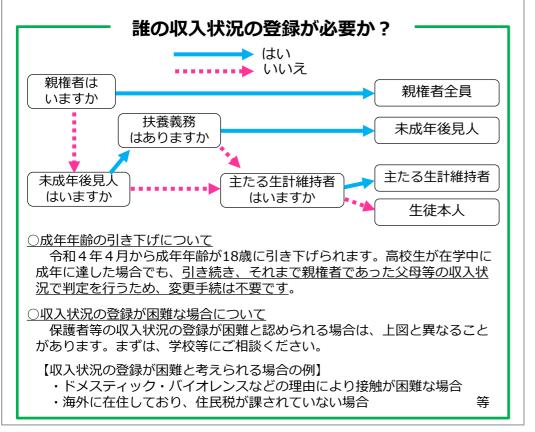
(2) マイナンバーカードを持っていない場合

都道府県で課税情報等を確認するため、保護者等の個人番号を入力

※都道府県ごとに申請方法が異なるので、学校からの案内に従って申請してください。

#### 【注意事項】

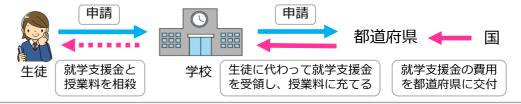
- 虚偽の記載をして申請し、就学支援金の支給をさせた場合は、刑罰に処 されることがあります。
- 収入状況の登録は、原則、<u>親権者全員分(例:親権者が両親ならば2名分)</u>が必要です。詳細は、オンライン申請時に画面上で案内があります(イメージは下図のとおり)。



# 5. 就学支援金の支給方法

就学支援金は、学校設置者(都道府県、学校法人等)が生徒本人に代わって受け取り、授業料に充てます。**生徒や保護者が直接受け取るものではありません**。

※学校により、就学支援金の支給決定までの間、授業料を徴収し、就学支援金相 当額を後日還付する場合があります。経済的に困難な家庭への猶予措置等を利 用できる場合もあります。詳細は学校へお問い合わせください。



# 6. 家計急変支援制度

保護者等の負傷・疾病による療養のため勤務できないこと、その他 自己の責めに帰することのできない理由による離職など、従前得てい た収入を得ることができない場合に授業料を支援する制度です。

※対象となる要件等詳細については、

通われる学校へお問い合わせください。

文部科学省家計急変支援制度サイト:

https://www.mext.go.jp/a menu/shotou/mushouka/01754.html



# 7. 高校生等奨学給付金等

就学支援金とは別に、<u>低所得世帯に対して授業料以外の教育費(教科書費・教材費など)を支援する『**高校生等奨学給付金**』(返還不要)</u>や、都道府県独自の経済的支援があります。

※ 高校生等奨学給付金を受給するには、保護者が**お住まいの都道府県へ申請** する必要があります。

申請方法等は、通われる学校またはお住まいの都道府県にお問い合わせください。各都道府県の問合せ先は、以下の「高校生等奨学給付金のお問合せ 先一覧」をご覧ください。

検索

高校生等奨学給付金のお問合せ先一覧:

https://www.mext.go.jp/a\_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm



文部科学省ホームページ:

https://www.mext.go.jp/a menu/shotou/mushouka/index.htm





文部科学省 GULTURE, SPORT

## 高等学校等就学支援金について

独立行政法人国立高等専門学校機構

## 1. 制度の概要

高等学校等就学支援金制度とは、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に 打ち込める社会をつくるため、国の費用により、生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、 家庭の教育費負担を軽減するものです。

国立高等専門学校(第1学年〜第3学年)の学生で定められた<u>所得判定基準(年収910万円程度(※))</u> <u>未満の世帯が就学支援金支給の対象</u>となり、月額9,900円(年額118,800円)が支給されます。支給 期間は、原則として通算36月です。なお、保護者等(学生の親権者等)の所得に応じて就学支援金の加 算または、未支給となることがあります。

(※) 両親のうちどちらか一方が働き、高校生一人(16歳以上)、中学生一人の子供がいる世帯

## 2. 就学支援金支給額(国立高等専門学校の場合)

※授業料は、年間 234,600円 (月額換算 19,550円 (a)) です。

今和2年7月以降の所得判定基準等

DAILE TANK TO MINISTER THE		
<b>&lt;所得判定基準&gt;</b>		
市町村民税の課税標準額 × 6% 一市町村民	<b>☆<del>↑</del>☆☆☆☆</b> ☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆	授業料本人負担額
税の調整控除の額(※)	就学支援金支給額(b)	(a)-(b)
(保護者等合算額)		
30万4,200円以上	月額 〇円(支給なし)	月額 19,550円
15万4,500円以上~30万4,200円未満	月額 9,900円(一律支給のみ)	月額 9,650円
O円 (非課税) ~15万4,500円未満	月額 19,550円 (加算額 9,650	月額 〇円
	円)	万成の口

※6%は市町村民税の標準税率(標準税率との関係で、調整控除の額について指定都市の場合は調整(3/4 を乗じる)が必要)。

※調整控除とは、平成19 年に国から地方へ税源が移譲したことに伴い生じる個人住民税と所得税の人的控除の差額に起因する負担増を調整するための控除。

- ※就学支援金は<u>学生本人(保護者等)が直接受取るものではありません。</u>学校が学生本人に代わって国から就学支援金を 受取り、授業料に充当するものです。授業料と就学支援金との差額分については学生本人に負担していただくことにな ります。(上図参照)
- ※保護者等全員(父母両方(収入が無くても必要))の所得判定基準で判定します。ご自身の課税標準額などはマイナポータルで「あなたの情報」から確認できます。(マイナンバーカードが必要です。)
- ※国外居住等で保護者等全員の所得が判定できない場合、加算は受給できません(国内在住者のみで判定し、基準の範囲内であれば一律支給9,900円を受給)。
- ※申請時点で所得超過の場合であっても、<u>途中に保護者等(所得確認対象者)の変更(離別)・税額の更正等あった場合</u>は、年の途中で申請いただくことも可能です。
- ※就学支援金は所得判定基準により支給されるため、保護者等の失職、倒産等家計急変したときにすぐ反映されない場合 があります。その場合でも、やむを得ない理由(「疾病、負傷により離職・休職し、その後90日以上就労困難な場合」や、「自己の責めに帰すべき理由によらない離職」等)により収入か著しく減少した場合は、前年の課税所得によらず、家計急変支援制度により授業料と就学支援金との差額について支援を受けられる可能性があります。詳しくは学校の担当窓口にお問い合わせください。

## 3. 受給資格認定等の申請

第1学年時は、令和5年4~6月の支給を令和4年の「市町村民税の課税標準額×6%ー調整控除の額」で判定され、令和5年7月以降の支給を令和5年の「市町村民税の課税標準額×6%ー調整控除の額」で判定されます。

申請時には、文部科学省作成就学支援金オンライン申請システム「e-Shien」を利用し、申請いただきます。

その際に、保護者等の「個人番号(マイナンバー)」を「e-Shien」にて登録頂くこととなります。申請は、原則としてオンライン(パソコンやスマートフォン)で行い、次のいずれかの方法で保護者等の収入状況を登録します。

#### 4. 必要な手続き

## 申請方法及び時期

各人により、申請方法が異なりますので、該当する方法で申請してください。

舞鶴高等専門学校 学生課学生支援係

問合せ先

Tel: 0773 - 62 - 8882

(4月 (支給期間: R5.4~6月分、申請期限: 4月20日)》 対象 申請方法

#### 受給対象となる方

O「e-Shien」によるオンライン申請

#### (1) マイナンバーカードを持っている場合

保護者等のマイナンバーカードを読み取り、マイナポータルから課税情報等を取得します。マイナンバー情報を提出する必要はありません。



<u>※第1学年は1年に2回(4月、7月)、第2~3学年は1年に1回(7月)情報取得が原則</u>必要です。

## (2) マイナンバーカードを持っていない場合

文部科学省で課税情報等を確認するため、保護者等の個人番号を入力。



## 【注意事項】

〇虚偽の記載をして申請し、就学支援金の支給をさせた場合は、刑罰に処されることがあります。

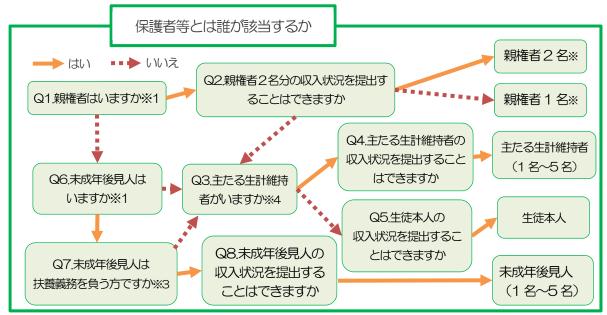
〇収入状況の登録は、原則、親権者全員分(例:親権者が両親ならば2名分)が必要です。詳細はオンライン申請時に画面上で案内があります。

#### 受給対象外の方

○ 「e-Shien」によるオンライン申請

意向登録画面で「所得制限に該当する、またはほかの理由により、4月に受給資格認定申請書を提出しません。」を選択し申請。





- ※1 生徒が成人(18歳以上)である場合、「いいえ」を選択してください。
- ※2 次の場合、該当する親権者の収入状況の提出は必要ありません。
  - ・ドメスティック・バイオレンス等のやむを得ない理由により提出が困難な場合
  - ・日本国内に住所を有したことがない等個人番号の指定を受けていない場合等、詳細は、学校に御相談ください。
- ※3 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されており、その者が生徒についての扶養義務がある場合に「はい」を選択します。
- ※4 親権者・未成年後見人が存在せず、生徒の生計をその収入により維持している者がいる場合に「はい」を選択します。

#### 《7月 以降》

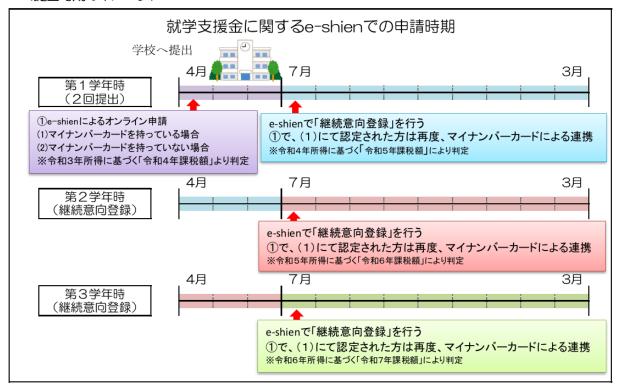
,	PXP+//		
	対象	申請方法	
	継続受給する意思がある方	〇「e-Shien」によるオンライン申請	
		4月に「(1)マイナンバーカードを持っている場合」で申請さ	
		れた方は改めて連携する必要があるため、マイナンバーカード	
		をご用意ください。	
	継続受給する意思がない方	〇「e-Shien」によるオンライン申請	

就学支援金を受給されていない方で、7月以降に就学支援金の受給を希望される場合は、各国立高等専門学校の担当窓口にお申し出ください。

#### 《随時》

就学支援金受給中に、以下の変更があった場合には、その都度、改めて届出が必要となるので、急ぎ各国立高等専門学校の担当窓口にお申し出ください。

- 休学・復学
- ・婚姻またはその解消等による保護者等(所得確認対象者)の変更があった場合
- ・令和5年4月以降に収入の修正申告や税額の更正決定による所得の変更があった場合(それ以前の所得の変更も対象)



※その他、随時の要件に該当する内容が発生した場合は、随時届出が必要となります。

#### 5. 就学支援金制度の諸注意

- 〇就学支援金の所得確認は、原則として保護者等(親権者)の所得結果を合算した額を基準とします。 離婚等で保護者等(親権者)が一人の場合はその保護者等(親権者)の税額で、親権者がいない場合で未成年後見人がいる場合は未成年後見人の(成人の学生等)で学生が主として他の者の収入で生計を維持しているときには、その方の税額で所得確認を行います。また、親権者も生計維持者もいないときには、学生本人の税額で所得確認を行います。
- 〇国立高等専門学校の授業料は、前期・後期の年2回に分けてお支払いいただきます。また、就学支援金は、受給資格認定申請のあった月から始まり、受給事由の消滅(受給限度期間の満了、退学、転学等)した月に終了します。したがって、期の途中で退学する場合は、退学する月の翌月から就学支援金は支給されなくなるので、退学により支給されなくなる就学支援金相当額を含めて授業料を負担していただく場合があります。

#### ≪重要≫

- 〇就学支援金受給中に 以下の変更があった場合には、その都度、改めて届出が必要となるので、急ぎ各国立高等専門学校の担当窓口にお申し出ください。
  - 休学・復学
  - 婚姻またはその解消等による保護者等(所得確認対象者)の変更があった場合
  - 令和5年4月以降に収入の修正申告や税額の更正決定により<u>所得に変更があった場合</u>(それ以前の所得の変更も対象)